

無料

メンタル不調者急増中 予防策・発生時対応強化は急務

大事な社員の心を守る メンタルヘルス対策

メンタル不調をめぐる最近の動き



精神疾病等の患者数は
全国民の約4.8%



令和7年度 精神障害労災
請求・支給決定過去最高



令和7年9月パワハラで
最高の1.5億円支払決定



令和8年10月1日
カスハラ対策企業の義務に



令和10年4月1日 50名未満
事業場ストレスチェック義務化

日 時: 令和8年12月15日(火) 13:30 ~ 17:00

会 場: ウィルあいち 3階大会議室 名古屋市東区上堅杉町1

インターネット受講も可能です

主 催 愛知県下各労働基準協会

愛知・名北・名古屋南・名古屋東・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・津島・江南・西尾 労働基準協会

●ご 案 内

令和5年の厚生労働省の患者調査では、精神疾患を有する患者数は外来・入院を含め約603万人で全国民の約4.8%で極めて高い数字です。なお、厚生労働省の労働安全衛生調査では、令和6年で職業生活に強いストレス等を感じる労働者の割合は68.3%であり、令和7年度の精神障害に関する労災請求件数は前年より31.2%、1,178件増加の4,958件、支給決定件数は27件増加の1,082件といずれも過去最高となっております。

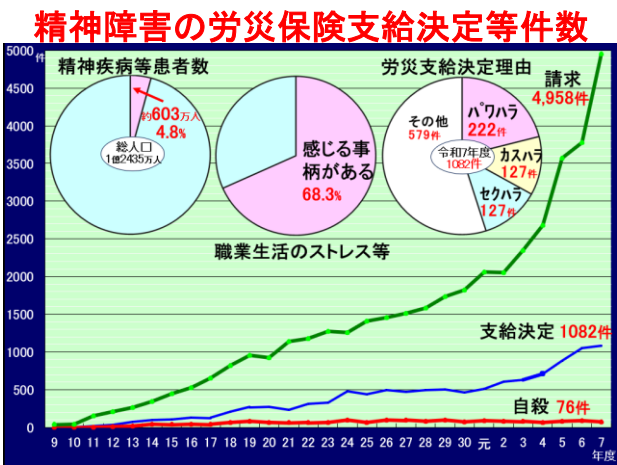
精神障害の支給決定の原因は、パワハラ(222件)、カスハラ(127件)、セクハラ(127件)等のハラスメントが4割以上を占めており、令和8年10月1日より新たにカスハラ対策を行うことが企業の義務となります。

労働者の心が害されることは、労働者本人とその家族が不幸になるだけでなく、企業の生産性を損ない、発生原因が業務にある場合は企業責任を問われることもあります。

国もメンタルヘルス対策のさらなる強化のため、従来は努力義務であった規模50名未満の事業場のストレスチェック実施を、令和10年4月1日より義務とします。

しかし、実施機関の選定、費用の負担等対象となる事業場には多くの課題があり、愛知県下各労働基準協会では現在アンケート調査を実施しており、今後発表する予定です。

そこで、メンタル不調の防止・対応等の労働者の心を守る総合対策に関する「**労働問題総合対策セミナー**」を開催します。多くの皆様にご参加いただきますようご案内申し上げます。



パワハラ最高額 1億5千万円の調停金支払いを決定 令和7年9月9日東京地裁

化粧品メーカーの新入社員の女性が自殺したのは社長のパワハラが原因だと遺族が訴えたのに対し、東京地方裁判所は調停の結果、社長のパワハラを認め、会社側が謝罪し、**1億5000万円**を支払い、社長が辞任することを決定した。

社長 賠償 辞任 謝罪

ストレスチェック・アンケートの内容

下記内容のストレスチェックのアンケート調査を実施中で、当セミナー等で集計結果を発表します。

1. メンタル不調者発生状況
2. 実施機関の種別
3. 実施項目
4. 他機関委託の場合の労働者1名の費用
5. 規模50名未満事業場の実施状況・実施予定 等9項目

見積書

パネルディスカッション



日 時： 令和8年12月15日(火) 午後1時30分～午後5時

会 場： ウィルあいち 3階大会議室
名古屋市東区上堅杉町1

対 象： 経営者、労務人事・安全衛生部門責任者・担当者
労働関係団体役職員、社会保険労務士等労働専門家 等

参加方式： 会場参加 または インターネット視聴

会 費： 無 料 **定 員：** 会場参加は200名
インターネット受講は定員はありません。

●セミナーの内容

総括テーマ：大事な社員の心を守る(メンタルヘルス対策)

開会挨拶

刈谷労働基準監督署長 **相 部 明 浩 氏**

特別講演

テーマ：労働者の精神障害をめぐる裁判事例

講 師： 宮澤俊夫法律事務所 代表弁護士 **宮 澤 俊 夫 氏**



●インターネット受講について

- ・オンデマンド配信です。(当日のライブ配信ではありません)
- ・視聴開始日までに視聴手順とパスワードをお送りします。
- ・資料は名北労働基準協会のホームページからダウンロードをお願いします。
- ・視聴可能期間は令和8年12月22日(火)から令和9年1月8日(金)までです。

テーマ：メンタル不調の把握・防止と発生時の適正対応

1. 問題の現状 2. 不調の防止と早期発見 3. 不調者対応と職場復帰・再発防止対策

パネリスト

宮澤 俊夫 氏

宮澤俊夫法律事務所 代表弁護士
愛知労働局労災法務専門員
元名古屋法務局訟務部付検事

【発言要旨】

1. 問題化の背景と企業責任
2. 不調者の個人情報保護と対策の両立
3. 主治医と産業医・企業の見解が相違した場合の対応
4. 弁護士としての提言



【プロフィール】金沢大学法学部を卒業し司法試験合格。東京地方検察庁検事に任官し、昭和63年に名古屋法務局訟務部付検事を最後に退官。企業法務を多く手掛け、ち密な解説には定評がある。愛知労働局労災法務専門員・公共調達監視委員会委員長、愛知県仕事と生活の調和推進事業検証委員会委員長、愛知県雇用労働相談センター代表弁護士、愛知県弁護士会民事弁護委員等要職を歴任。

高柳 知行 氏

独立行政法人 労働者健康安全機構
愛知産業保健総合支援センター 副所長

【発言要旨】

1. メンタル不調者と企業の現状
2. 国の施策、ストレスチェックの効果
3. センターのメンタルヘルス対応事業
4. 行政担当官としての提言



【支援センタープロフィール】愛知産業保健総合支援センターは、企業のメンタルヘルス対策等を支援する公的支援拠点です。保健師・社会保険労務士等の専門スタッフが企業を訪問し、心の健康づくり計画の作成、ストレスチェック制度導入等、また、メンタル不調者への対応方法、退職者の職場復帰等に関して無料で支援をいたします。

西尾 俊彦 氏

日本車輛製造(株)
執行役員安全衛生環境部長

【発言要旨】

1. わが社のメンタルヘルス対応体
2. 不調防止と早期発見対策
3. 不調者対応と職場復帰・再発防止対策
4. 企業管理者としての提言



【企業プロフィール】新幹線をはじめとした鉄道車両、物流を支える輸送用機器・橋梁、街づくりに不可欠な建設機械、発電機、日本の農業を支える営農プラント、そして次世代の高速交通機関である超電導リニアの開発まで多彩な設備を設計。120年以上の歴史を持つ当社は、重厚、長大な機器を中心に企画開発・製造、豊かな人間環境づくりをめざし、インフラストラクチャー創造企業として人の暮らしを支える事業を展開。

深田 晃平 氏

瀬戸労働基準協会
専務理事・事務局長

【発言要旨】

1. 基準協会のメンタル問題相談状況
2. 新たなストレスチェック義務化への反応
3. 労働基準協会のメンタルヘルス事業
4. 労働基準協会の役割



【メンタルヘルス対策に関する労働基準協会の事業】1. 対策無料DVDセミナーの開催 2. 協会報による情報提供 3. 無料相談室の開設 4. 集合研修(メンタルヘルス・ハラスメント年10回)の開催 5. 企業出張研修の実施 6. 研修用DVDの販売、無料貸出 7. 防止対策総合サポート事業(関連社会保険労務士法人にて実施) 勤労者労働総合相談センターによるメンタルヘルス・ハラスメント労働者相談代行等

コーディネーター

市之瀬 高司 氏

一般社団法人 名北労働基準協会
副会長・事務局責任者
特定社会保険労務士・RSTトレーナー



【プロフィール】法人役員として会務を統括し、事業を企画・推進し、年間100回近い講習会等の講師を担当し、企業の労働相談を行う。社会保険労務士受験対策講座の主任講師として講座運営と講義を担当し、毎年数多くの受講生を合格に導く。労働基準協会の関連社会保険労務士法人の代表社員を兼務。

閉会挨拶

名古屋西
労働基準協会
専務理事
事務局長



水谷 隆宏

●会場案内

ウィルあいち
3階 大会議室

名古屋市東区上堅杉町1

【交通アクセス】

- 地下鉄「名古屋城」駅 2番出口より東へ徒歩約10分
- 名鉄瀬戸線「東大手」駅 南へ徒歩約8分
- 基幹バス「市役所」下車 東へ徒歩約10分
- 市バス幹名駅1「市政資料館南」下車 北へ徒歩約5分
- 有料駐車場あり。(駐車台数に限りがあります)



当セミナーの
お申込はこちらから
でも可能です
(名北協会ホームページ)

会場地図



申込要領		下記申込書を管轄協会までFAXでお送りいただくか、上記QRコードから名北協会ホームページよりお申込み下さい。 開催日一週間前までに開催案内をお送りいたします。インターネット受講の場合は、視聴手順とパスワードを視聴開始日 までにお送りします。				
名 称		所 在 地		電話番号	FAX番号	対象地区
申 込 先	(公 社)愛知労働基準協会	〒460-0008	名古屋市中区栄2-9-26	(052)221-1438	(052)204-1268	愛知県以外の区域
	(一 社)名北労働基準協会	〒462-8575	名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/ 小牧市
	(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014	名古屋市港区港栄1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
	名古屋東労働基準協会	〒456-0022	名古屋市熱田区横田1丁目11-6 フジ神宮ビル8階	(052)890-4466	(052)890-4477	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白 区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
	名古屋西労働基準協会	〒450-0003	名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/ 西春日井郡
	豊 橋 労 働 基 準 協 会	〒440-0874	豊橋市東松山町19	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/ 田原市/北設楽郡
	岡 崎 労 働 基 準 協 会	〒444-0831	岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
	一 宮 労 働 基 準 協 会	〒491-0044	一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
	(一 社)半田労働基準協会	〒475-0902	半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/ 知多郡
	(一 社)刈谷労働基準協会	〒448-0853	刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/ 高浜市
	豊 田 労 働 基 準 協 会	〒471-0826	豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
	瀬 戸 労 働 基 準 協 会	〒489-0805	瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
	津 島 労 働 基 準 協 会	〒496-0044	津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/ 海部郡
	江 南 労 働 基 準 協 会	〒483-8164	江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
	西 尾 労 働 基 準 協 会	〒445-0062	西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

令和8年12月15日 開催 **労働問題総合対策セミナー** **申込書** 申込日 令和 年 月 日

申込協会	労働基準協会	会 員 番 号					名北労働基準協会員の みご記入ください。 (郵送時封筒に記載)
事業場名		T E L E - m a i l	()				—
所在地	〒	F A X ※番号がある場合は必須	()				—
受講者名	氏 名	所属部署・職名	受講区分 ☐ を付してください	ご連絡先		事業内容	
			会場 ・インターネット	☐ 受講者 ☐ 担当者 ※担当者の場合 部署名			
			会場 ・インターネット	氏名		労働者数	名

・この受講申込書でご提供頂いた個人情報、今回お申込み頂いた講習会の受講者資料並びに講習のご案内送付用として使用し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。R8.9.9 HP